

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

令和4年2月1日
改正

伴走支援型 特別保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が伴走支援を実施することによって、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的に創設された制度です。

ご利用
いただける方

次の①～③のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定した中小企業者

- ① セーフティネット保証4号の認定を受けていること
- ② セーフティネット保証5号の認定を受け、制度所定の売上高減少要件を満たしていること
- ③ 制度所定の売上高減少要件を満たしていること

本制度の特徴

保証限度額

6,000万円!

保証料率

0.2%~!

金融機関の

伴走支援あり!

据置期間

最大5年!

ご利用にあたっては、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

詳しくは裏面をご覧ください

— 広がる夢のおてつだい —
和歌山県信用保証協会

和歌山県信用保証協会

検索



LINE 公式アカウント

【本 所】保 証 課 TEL:073-433-9705

経営支援課 TEL:073-433-9704

【田辺支所】業 務 課 TEL:0739-22-4666

《 伴走支援型特別保証 制度の概要 》

	全国統一保証制度 伴走支援型特別保証	和歌山県制度 経営支援資金(伴走支援枠)
申込 人 資格要件	次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定した中小企業者 ※特別小口保険に係る保証を除く (1) セーフティネット保証4号の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること (2) セーフティネット保証5号の認定(売上高等の減少を要因とするものに限る)を受け、かつ次のいずれかに該当すること ①売上高等減少率が15%以上であること ②売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること (3) 次のいずれかに該当すること (一般保証) ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	
資金 使 途	資格要件(1)及び(2)の場合：経営の安定に必要な事業資金 資格要件(3)の場合：事業資金	
保証 限 度 額	6,000万円 ※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額	
	※部分保証の場合、融資限度額は7,500万円	
保証 割 合	資格要件(1)の場合：責任共有対象外 (100%保証) 資格要件(2)及び(3)の場合：責任共有対象 (80%保証)	
保証 料 率	資格要件(1)及び(2)の場合：国の保証料補助によりお客様負担は 年0.20% 補助前：年0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合 年1.05%) 資格要件(3)の場合：国の保証料補助によりお客様負担は 年0.20~1.15% 補助前：年0.45~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合 年0.65~2.10%) ※いずれの場合も条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	
保証 期 間	10年以内 (据置期間5年以内) 一括返済の場合は1年以内	
担 保	必要に応じて徴求	
保 証 人	原則、法人代表者のみ ※経営者保証免除対応を適用する場合、保証人は不要	
融 資 利 率	金融機関所定利率	年1.2%以内
申 込 方 法	金融機関経由	県融資制度取扱金融機関
取 扱 開 始 日	令和3年4月1日	
備 考	貸付実行後の継続的な伴走支援のため、金融機関との対話を継続し定期的に計画の進捗を報告する必要があります。	

